

(資料2)

金沢方式：行政からの委託事業で行政名義の車両を使用する場合や社協名義であっても行政との共同責任であることが契約上で明確にされている場合に、行政自身が80条許可申請・取得できる。この場合、運営協議会での協議は不要とされてきた。

金 沢 方 式	
許可の対象者 (事業主体)	自 治 体
根拠通達等	「身体障害者等の輸送に係る自家用自動車による有償運送の取扱いについて」 (平成9年7月11日付け 運輸省自動車交通局旅客課新輸送サービス対策室長事務連絡)
許可手続等	運輸支局長は、上記事務連絡で示す事案と類似の案件について、許可申請があった場合に条件を付して許可。 申請の際に当該自治体における移送サービスが求められる理由を示すこと。 近隣旅客自動車運送事業者(タクシー等)等への説明を行い、理解を得ていること。
運営協議会の設置等	設置の必要なし。
事業の内容	自治体が行う移動制約者のための移送サービス事業。自治体が、事業の目的、対象者、サービス内容、外部に委託する業務内容、利用方法・利用料、運転者、運行管理、車両管理、損害賠償措置及び事故時の対応等を定めた事業実施要綱等を作成し、事業実施に係る責任を明示するものであること。
業務の委託等	実施事業のうち、運転業務、運行管理、車両管理及び利用申請の受付等の日常の実務について社会福祉法人への委託を認める。委託契約及び事業実施要綱等で、委託内容及び自治体との関係における責任等が明示されること。 自治体の歳出として、上記の業務に係る委託契約に委託費を支払うものであること。 当該移送サービスに係る利用料等は自治体の歳入となること。
運行の形態等	運行範囲は利用目的の範囲(基本的には事業主体の管轄域)に限定されていること。 運行時間(サービス提供時間帯)は利用目的に応じたものであること。

運送の対象等 (客 体)	当該自治体在住の移動制約者であって、事前に会員登録した者。
利用目的	自治体が行う移送サービス事業として、その利用目的の範囲が実施要綱等に明確に示されていること。(医療機関、介護施設通所等)
使用車両	移動制約者の移送に適した車両であること。
	※具体的には「リフト等の特種な設備またはリフトアップ等の乗降を容易にするための装置を設けた自動車(国自旅第240号通達と同様)」。 セダン型等の一般車両を使用する場合にあっては、乗降介助等の経験を有する(介護に係る資格又は知識を有する)者が乗務するものであれば使用可と考える。
使用車両名義	事業主体である自治体。
利用料金 (運送の対価)	利用料金は運営協力費の名目で徴収されており、その利用額がタクシー運賃との比較においてはかなり低額であること。
運転者の要件等	一定期間運転免許の無事故・免停がないことや安全運転に係る講習会受講義務等、運転者選任に係る条件について実施要綱等に定めること。 また、安全運転のための指導、教育が適宜なされるものであること。
損害賠償措置	事故の対応など最終的な責任は自治体が負うこととし、対人に係る補償額は限定されていないこと。